

「新しい公共」の担い手による地域づくり活動に対する非資金的支援に資する コンテンツ整備のためのモデル事業 募集のポイント

I. 概要

1. 目的

- ・「新しい公共」の担い手による地域づくり活動が、公的支援のみに頼ることなく自律的・継続的に地域のニーズに応じていくことができるようになるためには、「新しい公共」の担い手による地域づくり活動を他の様々な事業と結びつけることでネットワーク化し(=「つなげる」)、経営スキルの向上を図る(=「育てる」)必要がある。
- ・このため、本事業では、「新しい公共」の活動環境整備の一環として、コーディネート事業のうち、能力・経験・実績を有する機関と協力して実施する等、先進的・モデル的であり一過性でないものを全国各地から募集し、モデル事業とし実施する。モデル事業の成果については広く周知し、最終的には共有可能なコンテンツとして広く利活用可能な形で整理を行う。
- ・これにより、新しい取組が全国でさらに広がることが期待される。

2. 定義

- ・「新しい公共」の担い手による地域づくり活動
地域の賛同を得て公的な意味を持つようになった、多様な主体(NPO、地縁団体、民間企業等)による地域づくり活動
- ・コーディネート事業
「新しい公共」の担い手による地域づくり活動を他の様々な事業と結びつける(マッチング)ことでネットワーク化し(=「つなげる」)、また、経営支援や人材育成等により経営スキルの向上を図る(=「育てる」)ための取組
- ・地方ブロック
北海道ブロック:北海道
東北ブロック:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東ブロック:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸ブロック:新潟県、富山県、石川県
中部ブロック:岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿ブロック:福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国ブロック:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国ブロック:徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄ブロック:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

3. 事業の仕組み

3. 1 応募主体

『「新しい公共」の担い手による地域づくり活動』の支援が主要な目的である部門を有する団体（例：中間支援組織、民間企業、地域支援所管部門を有する地域金融機関、NPO法人その他団体、地域団体）のうち、次の①～⑤の要件を全て満たすものとする。

- ①当該団体が法人格を有しているか、または、法人格のない任意の団体で以下のすべての要件に該当していること。
 - ・代表者の定めがあること
 - ・事業実施手続きを適切かつ効率的に行うため、団体としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者を明確にした規約、団体内での役割分担等が定められていること
- ②コーディネート事業を複数実施した実績をもつなど、応募内容を的確に遂行するに足る能力・経験・実績等を有する団体であること。
- ③地方公共団体でないこと。
- ④宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ⑤暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

3. 2 対象となる活動

(1) コーディネート事業のうち、①、②、③に掲げる要件を全て満たすもの

- ①応募主体の本拠地が所在する地方ブロック内で行う活動であること。
- ②次の a～c に挙げる者のいずれかと協力して実施する事業であること。
 - a 事業実施地域を主要な営業エリアに含む地域金融機関（地域金融機関の出資する財団法人、社団法人を含む）
 - b 事業実施地域と同一の地方ブロックに本拠地を持つ株式会社、社団法人、財団法人（a に掲げる者を除く）
 - c 事業実施地域の地方公共団体

※ただし、本事業の目的を踏まえ、Ⅱ.2に示す内容審査にあたっては、協力内容も考慮の上、a、b、cの順で評価が高いものとする。

- ③応募時点で実施予定内容を具体的に、詳細に提案するものであるとともに、活動における成果目標を、具体的に設定していること。

※①、②における「地方ブロック」は2. の定義の通りを基本とするが、活動実態に照らして必要と思われる場合は、隣接する2ブロックにわたるエリアを対象とすることも可。

(2) コーディネートの対象とする地域づくり活動が、次の①、②に掲げる要件を全て満たすもの

- ①地域課題の解決を目指した、「国土形成計画(全国計画)」(平成 20 年 7 月 4 日閣議決定)に掲げられた高齢者福祉、子育て支援、防犯・防災対策、居住環境整備、環境保全、国土基盤マネジメント、地域交通の確保などの分野における活動であること。
- ②寄付金等を主要な資金源として無償の活動等を行う「ボランティア型活動」、または活動費の一部を自らの事業で調達しようとする「事業型活動」であること。

3. 3 対象地域

日本国内であればどの地域での活動も対象とする。

3. 4 モデル事業の応募と実施

- ・モデル事業に応募する団体は、募集要領(後日公示予定)に従い、コーディネート事業の内容を具体的に提案。
- ・実施するコーディネート事業を、II. 2に示す「選定基準」に従い各「地方ブロック」で1件程度選定。
- ・選定された団体は、応募した内容に従ってコーディネート事業を実施し、実施状況、成果目標の達成状況を詳細に報告。
- ・なお、当該モデル事業実施に関する事務は、当該モデル事業とは別に国土交通省から委託される者が行う予定。

3. 5 国費の対象となる経費

(1) 本事業の活動において、国費で措置できる経費は主に

①具体的活動の実践(セミナーやワークショップの実施、広報等)

②ヒアリングやアンケート等を通じた課題や活動効果の把握・整理

等であり、本事業を実施するための人件費、会議費、消耗品費や什器・情報通信機器等のリース料等の諸経費、専門家の意見聴取等に要する経費、通信費、印刷製本費等が対象となる。

(2) 以下のような経費は国費による措置の対象とならない

①国、都道府県により別途、補助金、委託費等が支給されている、または支給された取組に関する経費

②恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費財や用地取得費等調査の範囲に含まれ得ない経費

③先進事例視察費

④営利のみを目的とした活動と見なせるものに関する経費

⑤一過性・単発のイベント等の実施に関する経費

⑥活動の主たる部分を応募主体以外の者に委託する場合の経費

⑦コーディネートの対象者への直接的な資金助成とみなされる経費 等

(3) 事業の実施期間

平成24年度中に行われる活動を対象とする。

(4) その他

- ・国費と自主財源を併せて一体不可分の活動を実施される場合には、どの経費を国費で措置するかを明らかにする。
- ・活動の1つとして実施した事業で収入を得た場合には当該事業を継続するための原資とすることができる。このような活動を予定されている場合は、その収支の予定を提出。
- ・実施される活動の一部を応募主体以外の者に委託する場合には、事前に国土交通省の可否を確認する必要がある。(事業の主たる部分の委託は不可)

3. 6 モデル事業の上限額

1件あたりの上限は400万円とし、予算の範囲内で設定。

3. 7 事業の成果

- ・報告書は、個人情報に関わる部分等を除き、原則として、国土交通省のホームページ等で公開。
- ・国土交通省は、その実施内容を広く周知すると共に、コンテンツを広く利活用可能な形で整理。
- ・当該事業の成果報告会を公開形式で開催予定。

II. 事業者の選定について

1. 選定方法

外部有識者からなる第三者委員会の意見を踏まえ、応募締切までに応募があった事業の中から、各地方ブロックで1件程度を選定。

2. 選定基準

事業者の選定にあたっては、以下の観点から審査を実施。

○形式審査

- (1) 応募主体が、I. 3. 1に掲げる主体であること。
- (2) 応募事業が、I. 3. 2に掲げる事業であること。

○内容審査

- (1) 事業を実施する地域の資源や特性、課題などを的確に把握し、それを踏まえた提案内容となっていること（的確性）
- (2) 事業内容が本事業の趣旨に合致していること（適合性）（I. 3. 2に掲げる協力先の優先順位も反映）
- (3) 事業内容が適切で、事業による効果が十分見込まれること（有効性）
- (4) 高い目標が設定され、その目標達成に向けた先進的な活動であること（先進性）
- (5) 事業実施にあたって障害となる重大な制約がなく、事業が実現可能であること（実現可能性）
- (6) 速やかに活動を開始し提案を実現できる計画であること（即応性）
- (7) 人的、物的、資金的な面から、本事業終了後も活動が持続可能であると思われること（持続可能性）

Ⅲ. 応募、ヒアリング、選定

1. 応募について

応募を希望する場合には、応募資料に必要事項を記載して、後日通知する宛先まで郵送にて送付

2. ヒアリングの実施等について

選定にあたり、応募内容についてヒアリングを実施する場合がある。
また、必要に応じ、追加資料提出等の対応を求める場合がある。

3. 選定後の事業実施について

選定された活動については、事務局（未定。国交省が事務局として指定する事業者を想定）にて契約の手続きを行う予定。

Ⅳ. 募集期間

6月下旬～7月上旬（応募締切 7月上旬）